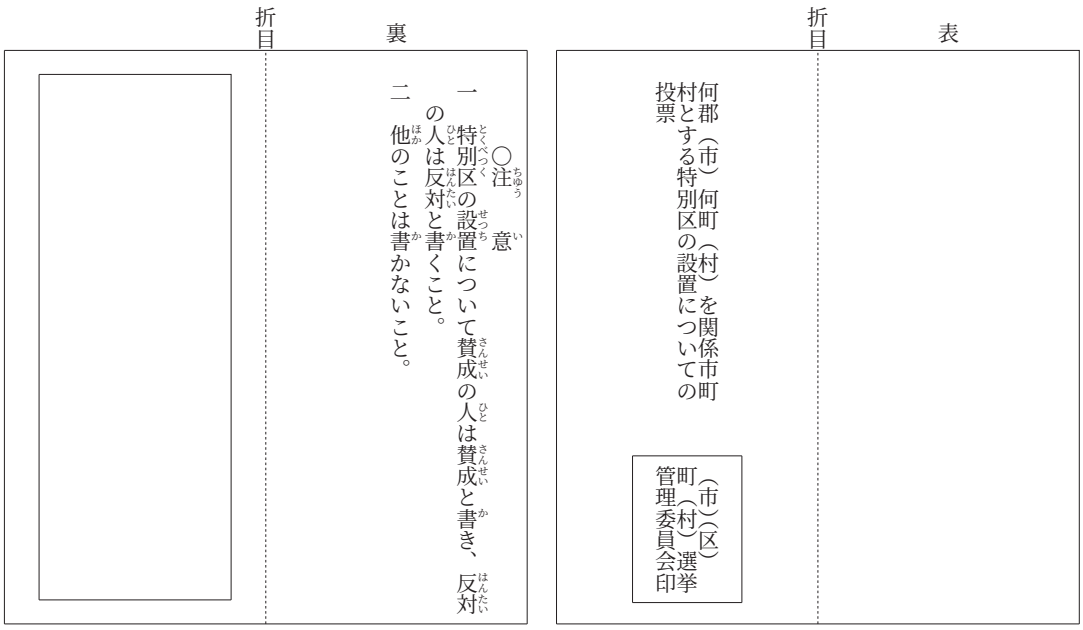
別記様式

その一



備考

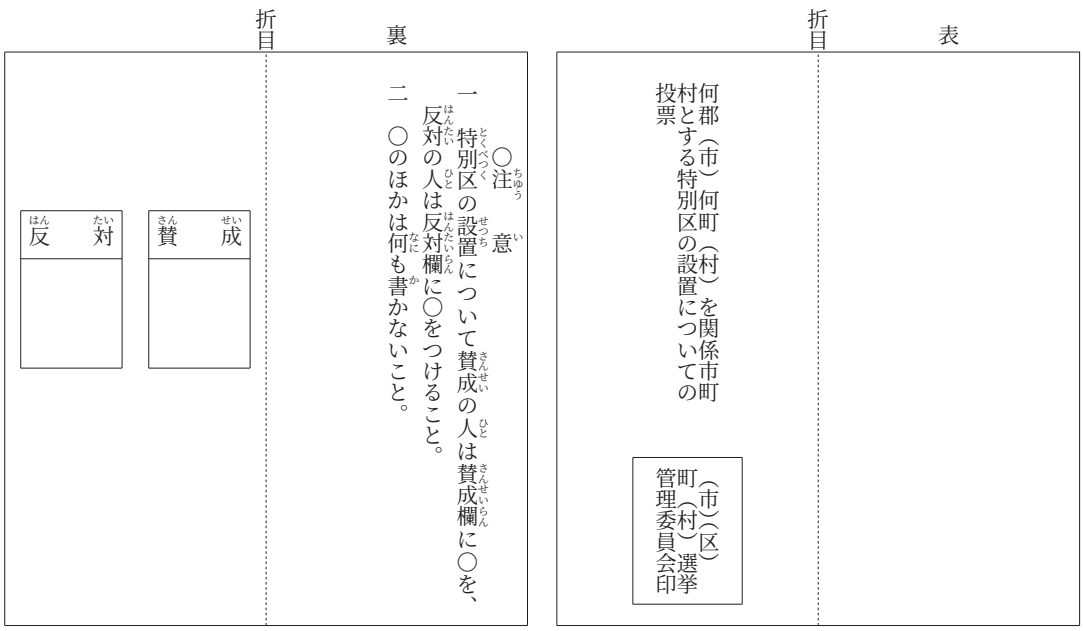
一　この様式は、法第七条第六項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による投票の場合の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　令第八条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。

その二



備考

一　この様式は、法第七条第六項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票の場合の様式である。

二　用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印については、その一に準ずる。